

DX教育研究センター光学式モーションキャプチャ講座（初級）実施業務委託仕様書

1 委託業務名

DX教育研究センター光学式モーションキャプチャ講座（初級）実施業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

3 委託業務の目的・内容

公立大学法人富山県立大学（以下「富山県立大学」という。）が実施する「DX教育研究センター社会人向けセミナー」の一環で実施する「光学式モーションキャプチャ講座（初級）」の講義及びワークショップの企画・運営、同講座の円滑な実施に必要な運営支援業務を次のとおり委託する。

(1) 講義・ワークショップの企画・運営

「光学式モーションキャプチャ講座（初級）」の実施

動作計測とその解析の初学者向けに、光学式モーションキャプチャに関する講義、またその装置を用いた計測、解析方法等を学ぶことを目的とし、座学中心ではなく、技術の修得作業を中心とした講座を実施する。対象者はヘルスケア関連業をはじめ、ヒトの動作データを活用しようとする病院の看護師や企業の現場作業員、その他の社員・研究員等とする。特に動作計測や解析の経験者ではないことを想定すること。例として以下のような内容を想定する。

1 日目

1. モーションキャプチャの概要・原理：（主に大学教員が担当）

座学中心、概要や原理について説明する。

2. モーションキャプチャの準備と基本操作：

マーカの取り付け、キャリブレーション、剛体定義等

3. 全身計測方法：

スーツを装着して全身計測を行う方法を指導する。

4. 複数名全身計測とオクルージョン：

複数名の全身計測を同時に行い、その際に生じる課題について説明する。

5. リアルタイムでのアバター操作：

2 日目

1. マーカレス計測：

マーカを用いないで全身計測を行う。AIの活用事例について説明する。

2. フォースプレートとの同時計測：

モーションキャプチャと同時にフォースプレートでも計測する方法について指導する。

3. 上記の実演で得られたデータの簡単な解析
4. モーションキャプチャの利用事例：(主に大学教員が担当)
モーションキャプチャの利用事例について学ぶ。
5. 質疑応答

講座開始時期：令和6年9月～12月末日

対 象 者：DX教育研究センターアソシエイト会員の中から希望者（10名程度）

講 義 回 数：2回程度

講 義 時 間：1回あたり3時間程度

(2) 研修に関する運営支援

(ア) 事前調整

①会場の選定

- ・会場は富山県立大学DX教育研究センター、もしくは講義室も使用可能であるが、参加者人数、講師都合、必要な環境等について富山県立大学と協議し適切な会場の設定を行うこと。原則として、モーションキャプチャやその他の実演は、DX教育研究センターで行うこと。また、モーションキャプチャについてはDX教育研究センターの設備を活用すること。

②講師、講師補助員選定・依頼

- ・講師は受託者が候補を選定し富山県立大学と協議を経て決定する。また、講師補助員については、富山県立大学が推薦するものの中から協議の上選定すること。

③開催日程の決定

- ・講義等の日程・時間は、富山県立大学との協議のうえ、最終決定すること。

④講師、講師補助員との連絡調整

- ・講師補助員については、富山県立大学と調整のうえ決定すること。
- ・オンライン研修は開催しない。

⑤受講者との連絡調整

- ・オンライン研修は開催しない。

⑥配布資料の作成、教材（機械器具等）の調達・配布

- ・講義で使用する資料は、富山県立大学との協議のうえ、カリキュラムを踏まえ講師が作成することとし、受託者において印刷及び配布すること。研修に使用する教材や機械器具等は、参加者数や科目内容を考慮して適切なものを設定したうえで、調達・配布すること。ただし、機械器具等については、リース・レンタルを原則とする。モーションキャプチャ用のスーツやマーカ等については、必要であれば、講師が準備すること。特に、モーションキャプチャ用のカメラを4台追加して、既存設備と同期できるものを準備すること。解析に必要な端末は、富山県立大学かもしくは参加者が準備することを原則とする。

(イ) 当日の研修会運営（対面実施）

①会場設営の設計

- ・会場は、受託者において設定するが、富山県立大学 DX 教育研究センター等、本学の施設も協議により使用することは可能である。

②講師対応

③司会進行

④アンケートの作成・回収

- ・アンケートは、来年度以降の運営の参考となる内容とし、事前に富山県立大学と協議する。

(ウ) 研修終了後の業務

①受講者の出席状況の管理（遅刻・欠席・途中退席等含む）

②講師および補助事務員への謝礼支払及び礼状送付

- ・謝金（講師、補助事務員）及び講師交通費も委託費に含まれるものとする。

③アンケートの集計及び富山県立大学への提出

(3) 留意事項

(ア) 講義・ワークショップの内容・日程は、県内企業や参加者のニーズを踏まえ、富山県立大学とも協議のうえ作成すること。なお、本事業の趣旨と合致するものであれば、受託者が保有する研修サービスの提案も可能とする。

(イ) 研修に使用する教材や機械器具等は、参加者数や科目内容を考慮して適切なものを設定・必要部数準備すること。ただし、機械器具等については、リース・レンタルを原則とする。

(ウ) 研修の応募状況により、参加者数が増減することもある。

(エ) 受託者は講師を選定・調整し、内諾や予約等を得ること。ただし、富山県立大学と協議のうえ最終決定するものとする。

(オ) 契約金額は、①講義・ワークショップの企画立案と実施、②講師及び講師補助員に対する謝金、③教材費その他運営支援を含めた一式の金額とする。

4 その他

(1) 本業務の実施によって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(2) 本業務によって新たに制作された成果物や使用する講義資料、その他これに類するものの著作権は、受託者に帰属するものとする。ただし、その場合、発注者は当該著作物を非独占的に無償で使用できるものとする。

なお、既に著作権が設定されている教材や市販の参考本については、帰属の対象外とする。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて富山県立大学と協議して定めるものとする。

(4) 今後の新型コロナウイルス感染拡大等の状況により、開催時期や内容の変更又は開催を

中止する場合がありますので、あらかじめ留意すること。

(5) 新型コロナウイルスの感染状況により、富山県立大学の判断で本研修を中止した場合、経費負担については、以下のとおりとする。

(ア) 富山県立大学との契約締結前に本研修の中止を決定した場合は、いかなる経費も富山県立大学は負担しない。

(イ) 富山県立大学との契約締結後に本研修の中止を決定した場合は、受託者が本研修の実施準備に要した経費について富山県立大学が負担する。

(6) 本仕様書はプロポーザル用であり、受託者とは、内容を協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。